

スクリーニング評価における既存の知見の収集範囲の一部拡大について (一部用途におけるユスリカへの有害性情報の収集)

(1) 背景

スクリーニング評価では、基本的に、化審法で規定している試験法の推奨種の有害性情報に基づき、PNEC 値を算出している。一方、一部の殺虫剤のように、一部の用途の化学物質では、推奨種以外の生物種の有害性が強い等、現行のスクリーニング評価で情報収集の対象としている生物種では水生生物への影響を的確に捉えることができない化学物質があることが判明した。

水生生物への有害性が化審法試験法の推奨種では捉えられない事例として、一部の殺虫剤へのユスリカを用いた毒性試験結果の追加について、農薬取締法の水産動植物登録保留基準での追加の毒性情報の求めに関する考え方を参考に、化審法スクリーニング評価での収集範囲の拡大要件を検討した。

(2) 水産動植物登録保留基準における必須の毒性データの追加について

水産動植物登録保留基準策定における必須の毒性データの追加等は、平成 28 年 3 月 3 日に開催された中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 50 回）で了承された¹。

水産動植物登録保留基準では、農薬テストガイドラインの推奨種を対象とした毒性データを基に、感受性差を考慮して保留基準値が策定されている。その中で、甲殻類ではオオミジンコを用いた遊泳阻害試験データの提出が必須となっており、他の試験生物の毒性データは任意に提出することとなっている。しかし、一部の農薬では、必須の推奨種であるオオミジンコの毒性値に比べて、他の生物の感受性が高く、オオミジンコのみでの評価では、水生生物への影響を的確に捉えていないという課題が挙げられていた。

そこで、環境省では、農薬の作用機構分類・系統ごとに種の感受性差の検討が行われ、ネオニコチノイド系等の一部の殺虫剤では、オオミジンコにはあまり影響は出ず、ユスリカやコガタシマトビケラなどには影響が出やすいことが示された。そして、今後新たに登録される殺虫剤では、オオミジンコよりユスリカに非常に高い感受性を有することが否定できないとして、新規に登録を受けようとする殺虫剤、および登録済みのネオニコチノイド系殺虫剤については、ユスリカを用いた毒性試験の提出を要求することとされた。

¹ 平成 28 年 3 月 3 日に開催された中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 50 回）
資料 4 <http://www.env.go.jp/council/10dojo/y104-55/siryou4.pdf>

(3) 化審法スクリーニング評価での既存知見収集範囲の一部拡大について

水産動植物登録保留基準でユスリカの試験が必須とされた殺虫剤は農薬取締法の対象となる「農薬」であるが、同一の化学物質が「農薬」以外の殺生物剤として届出されれば、化審法でスクリーニング評価の対象となる。

化審法スクリーニング評価では、無脊椎動物としてはオオミジンコとその近縁種のみを用いているため、現行のスキームではユスリカの毒性情報は収集していない。しかし、水産動植物登録保留基準でのとりまとめ結果を考えれば、一部の殺虫剤に関して、現行のスクリーニング評価では、水生生物への影響を見逃す可能性が考えられる。そのため、スクリーニング評価においても、殺生物剤についてユスリカを用いた試験結果をオオミジンコと同等に扱うこととしたい。なお、リスク評価（一次）評価 においては、当該データは既に収集対象となっている。

1) 既存の知見の収集範囲の拡大要件

ユスリカの有害性情報を収集する対象物質の要件（案）

オオミジンコよりユスリカで感受性が高い殺虫剤は数種類の系統に及ぶことから、有害性情報の収集は 18 から 20 番の用途がある殺生物剤のうち、農薬取締法の「農薬」のリストを参照して情報の収集対象を選定し、推奨種に加えてユスリカの有害性情報を収集する。

収集する既存の知見の範囲

以下の試験法での推奨種の有害性情報を収集対象としたい。

- ・ OECD TG235: *Chironomus* sp., Acute Immobilisation Test
- ・ 農薬試験法（2-7-6）ユスリカ幼虫急性毒性試験

2) 既存の信頼性評価基準等の見直しの必要性

既存の知見の収集範囲については上記のとおり一部拡大することとするが、信頼性評価については、現行のスクリーニング評価と同様に行うこととしたい。また、キースタディの選定や PNEC の導出についても現行のスクリーニング評価と同様に行うこととしたい。

「化審法における生態影響に関する有害性データの信頼性評価等について」では、「生態影響に関する有害性データの取り扱い原則」の中で、『上記の原則により難しい場合には、専門家により、その妥当性を判断する。』とされており、文言等の変更を行わずに対応することは可能と考えられるが、評価の透明性を確保するため、評価手法について整理し、既存の評価手法の考え方などを修正する、環境省ホームページで公表する等を検討することとしたい。